

東京二十三区清掃一部事務組合し尿混じりのビルピット汚泥
の持込みに関する取扱要綱

平成12年4月1日副管理者決定
改正 平成29年3月7日28清品第902号

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例（平成12年条例第43号。以下「条例」という。）及び東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例施行規則（平成12年規則第54号。以下「規則」という。）に基づき、東京二十三区清掃一部事務組合（以下「組合」という。）品川清掃作業所（以下「作業所」という。）へのし尿混じりのビルピット汚泥（以下「ビルピット汚泥」という。）の持込みの取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「ビルピット汚泥」とは、専ら居住用の建築物の排水槽等より発生するし尿混じりの汚泥をいう。

2 この要綱において、「持込み」とは、ビルピット汚泥を排出者自ら又は一般廃棄物収集運搬業の汚泥の取扱い許可を受けている一般廃棄物収集運搬業者（以下「一般廃棄物収集運搬業者」という）が、組合の管理者（以下「管理者」という。）の承認に基づき、作業所に搬入することをいう。

(持込みの承認)

第3条 持込みの承認を受けようとする者は、管理者とあらかじめ協議し、持込みに使用する車両（以下「持込車両」という。）ごとにビルピット汚泥持込申請書兼承認書兼処理票（別記様式。以下「持込処理票」という。）及び持込もうとするビルピット汚泥が、専ら居住用の建築物の排水槽等より発生したものであると各区の清掃事務所長が承認したことを確認出来る書類により管理者に申請するものとする。

2 管理者は、前項の申請があったときは、次に掲げる要件が満たされていることを確認の上、持込みを承認し、当該申請者に交付する。

- (1) 持込車両が吸い上げ（バキューム）車であること。
- (2) 申請者が一般廃棄物収集運搬業者である場合は、持込車両が一般廃棄物収集運搬業の汚泥の取扱い許可を受けていること。
- (3) 一般廃棄物収集運搬業者がビルピット汚泥を持ち込む場合は、一般廃棄物（し尿・汚泥）搬入伝票を作業所に提出すること。

3 管理者は、持込みの承認にあたって、持込車両ごとに承認の決定を行い、持込車両を単

位として持込処理票を交付するものとする。

(搬入量の計量)

第4条 搬入量については、投入前に計量した重量と投入後の空車計量の差に基づき算定する。

(関係規定の遵守)

第5条 持込みを行う者（以下「持込者」という。）は、持込車両を運行する管理責任において、道路交通法等関係法令の規定を遵守しなければならない。

2 持込者は、規則第8条第1号に規定する受入基準を遵守しなければならない。

3 持込者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、条例、規則等の関係法令の規定を遵守しなければならない。

(受入拒否)

第6条 管理者は、次のいずれかに該当する行為があったときは、条例第8条の規定により、当該廃棄物の受入れを拒否することができる。

(1) 前条の規定に違反したとき。

(2) 作業所の通行指定道路及び通行禁止道路を守らず搬入したとき。

(搬入の制限)

第7条 管理者は、次のいずれかに該当する行為があった持込者については、持込みの承認に当たって、ビルピット汚泥の搬入を制限することができる。

(1) 過去に第5条の規定に反し、かつ作業所の運営に支障を及ぼしたとき。

(2) 前条各号に規定する行為に改善が認められないとき。

(協議等)

第8条 管理者は、前2条の規定による受入拒否及び搬入の制限をする場合、必要に応じて一般廃棄物収集運搬業の汚泥の取扱い許可を行っている区長と協議等を行うものとする。

附則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附則

(1) この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

(2) 従前の持込処理票は、当分の間使用できるものとする。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。